

和歌山県教育委員会後援名義の使用承認に関するガイドライン

「和歌山県教育委員会後援名義の使用承認に関する事務処理要領」1(2)に定める要件具備の審査に当たっては、担当課は以下の記載事項を参考にすること。

令和8年4月 和歌山県教育委員会

1 団体が行う事業であること。

(1) 後援できる団体(公益性を有する団体)の例

- ・国又は地方公共団体
- ・公益社団法人及び公益財団法人並びにこれに準ずる団体
- ・公共的団体(法人格の有無は問わない)
 - こども会、婦人会、PTA、ボーイ・ガールスカウト等の社会教育関係団体
 - ボランティアグループ、合唱団等の法人でない団体
 - 放送会社、新聞社等の報道機関

(2) 後援できない団体の例

- ・株式会社、合名会社等の営利法人。ただし、主たる営利事業と直接の関係が認められない公益的な活動や、社会貢献事業を行うものを除く。
- ・自治会等の地縁団体
- ・労働組合法に規定する労働組合、国家公務員法又は地方公務員法に規定する職員団体
- ・政治的活動を行う団体
- ・構成員に、県暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者がいるもの。

(3) 後援できる行事等

- ・学校教育関連の行事及び文化芸術活動
- ・社会教育(学校の教育課程と異なる組織的な教育活動で、青少年や成年に対して行うもの)関連の行事
- ・伝統文化及び文化財(文化財保護法に規定する文化財をいう。)の保護に関する催し

2 広く県民に公開されていること。

- ・当該行事が一地域における極めて小規模のものではなく、広域的であること。
- ・参加対象者及び予定人数が明記されていること。
 - 一定規模の参加者(概ね20名以上)があり、かつ参加者が特定の市町村に限られないこと。県教育委員会の後援名義の趣旨から、広域的に参加者を募ることを求めるものであり、県外からの参加者も可とする。
- ・ホームページやポスター、チラシ等により、県民への周知が図られていること。

3 営利を目的としたものでないこと。

(1) 当該行事の性質

- ・収益を伴う行事でないこと。「収益を伴う」とは、参加者負担金(入場料等)や協力金等を他の事業、行事等に充当するもの、又は剰余金を分配したり、次年度以降の他の事業、行事等のために繰り越すことなどをいう。
- ・収益を伴う行事であっても、参加者負担金が伴わない教育活動、社会貢献活動に関する部分は後援することができる。

(2) 収支予算書(事業実施前)又は収支決算書(事業実施後)の確認事項

- ・収支予算書の収支が均衡していること。
- ・収支予算書において団体内部の職員に対する報償費や懇親会費を支払うこととされている場合は、団体負担金からの支出であることが明記されていること。交通費や昼食費等の実費については、この限りではない。
- ・事業終了報告時には、必ず収支決算書を提出させること。
- ・収支決算書で剰余金が発生している場合は、翌年度以降の参加者負担金の引き下げを検討させるとともに、他の事業、行事等のための繰越をさせないこと。

4 行事による利益が全県民に及ぶこと。

- ・当該行事の名称に特定の個人の名前を付し、又は個人の功績を称えるものでないこと。ただし、本県文化表彰を受賞するなど、顕著な功績が認められる者による社会貢献活動はこの限りではない。
- ・当該行事の名称に特定の企業名が付されていないこと。ただし、公共の福祉増進に顕著な業績が認められるなど、社会的評価の高い企業による社会貢献活動はこの限りではない。
- ・本県教育施策との具体的な関連性が示されていること。

5 特定の政治団体、宗教法人等の活動に関するものではないこと。

- ・特定の政治団体の支援や、布教等を目的としたものではないこと。

6 公共の福祉に反するものでないこと。

- ・公共の福祉に反するものでないこと。
- ・過去3年間に、和歌山県教育委員会の後援名義等の不正使用又は虚偽の申請が認められる団体等からの申請でないこと。
- ・過去3年間の申請歴において和歌山県教育委員会と主催者(又は申請者等)の間で誓約した事項を遵守していないことが認められる団体等からの申請でないこと。

7 事業計画及び事業予算が確立されていること。

- ・財務基盤が確立し、当該行事の遂行能力が十分にあると認められること。
- ・前回の承認から3年以上経過した行事については、新規の申請として扱う。